

参議院常任委員会調査室・特別調査室

論題	法務及び司法行政に関する主な課題
著者 / 所属	久保田正志 / 法務委員会調査室
雑誌名 / ISSN	立法と調査 / 0915-1338
編集・発行	参議院事務局企画調整室
通号	432号
刊行日	2021-2-19
頁	40-50
URL	https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rip_pou_chousa/backnumber/20210219.html

※ 本文中の意見にわたる部分は、執筆者個人の見解です。

※ 本稿を転載する場合には、事前に参議院事務局企画調整室までご連絡ください (TEL 03-3581-3111 (内線 75020) / 03-5521-7686 (直通))。

法務及び司法行政に関する主な課題

久保田 正志

(法務委員会調査室)

1. はじめに
2. 民事法制に関する課題
3. 刑事法制に関する課題
4. 出入国管理に関する課題
5. その他の課題
6. おわりに

1. はじめに

本稿では、令和3年の第204回国会（常会）に提出が見込まれる法案関係を中心に、法務及び司法行政に関する主な課題の動向を紹介することとしたい¹。

2. 民事法制に関する課題

(1) 民法及び不動産登記法の改正

ア 所有者不明土地の発生と政府の対応

人口減少や都市部への人口集中が進む我が国では、資産としての「土地」に対する国民の意識に変化が生じ、その結果、いわゆる所有者不明土地（不動産登記簿により所有者が直ちに判明せず、又は判明しても連絡がつかないため、所有者を特定することが困難となっている土地）が発生している。国土交通省は、平成29年度地籍調査の結果に基づき、「不動産登記簿上で所有者の所在が確認できない土地の割合」を約22%としている²。

政府は、「経済財政運営と改革の基本方針2017」（平成29年6月9日閣議決定）において所有者不明土地に関する項目を新たに設け、「長期間相続登記が未了の土地の解消

¹ 本稿は、令和3年2月2日現在のものである。また、URLの最終アクセスも全て同日である。

² 国土交通省土地・建設産業局「所有者不明土地法について」（令和元年10月）

を図るための方策等について、関係省庁が一体となって検討を行い、必要となる法案の次期通常国会への提出を目指す」とし、平成30年1月から「所有者不明土地等対策の推進のための関係閣僚会議（以下「関係閣僚会議」という。）」で法改正等の工程を検討し、同年の第196回国会（常会）で、「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法」（平成30年法律第49号）等の法律を成立させている。

平成30年6月、関係閣僚会議は、「所有者不明土地等対策の推進に関する基本方針」を決定し、期限を区切って着実に対策を推進することとした。これに基づき平成31年の第198回国会（常会）に、所有権の登記がない一筆の土地のうち表題部に所有者の氏名等が登記されていないものについて登記官による所有者の探索に関する制度を設けることなどを内容とする「表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律案」が提出され、令和元年5月17日に成立している（令和元年法律第15号）。

その後、関係閣僚会議は、令和元年6月14日に「所有者不明土地等対策の推進に関する基本方針」を決定し、そのなかで「民事基本法制（民法・不動産登記法）の抜本的な見直し」を令和2年に行うとし、令和2年7月3日に決定された「所有者不明土地等対策の推進に関する基本方針」においては、「今年度中できるだけ速やかに、民事基本法制の見直しについて必要となる法案を提出する。」としている。

イ 法制審への諮問と法案の提出

山下法務大臣（当時）は平成31年2月14日、相続等による所有者不明土地の発生を予防するための仕組みや、所有者不明土地を円滑かつ適正に利用するための仕組みを整備する観点から法制審議会（以下「法制審」という。）に対して、民法及び不動産登記法の改正に関する諮問を行った（諮問第107号）。法制審では「民法・不動産登記法部会」を設置して審議し、令和元年12月3日に民法及び不動産登記法の改正についてそれぞれ中間試案を取りまとめた。

中間試案の内容は、①土地の相続登記の義務付け（所定期間内に申請しなければ過料）、②自然人については土地の権利関係に争いが無い等の要件を満たせば土地の所有権放棄を可能とする、③所在が分からなくなった人の財産のうち土地だけを分離して第三者が管理するなど財産管理制度を見直す、④遺産分割協議の期間を制限し（10年又は5年）、経過後は法定相続分で権利を決定する、などである。

令和2年1月からの中間試案に対するパブリックコメント手続を経て、同年秋以降、要綱案のたたき台が審議され、令和3年2月10日に法務大臣に要綱案の答申がなされる見込みである。

以上の経緯を経て、今常会においては、次の2法案が政府から提出されることとなっている。

民法等の一部を改正する法律案：所有者不明土地の発生を防止するとともに、土地の適正かつ円滑な利用及び相続による権利の承継の一層の円滑化を図るため、相隣関係並びに共有物の利用及び管理に関する規定の整備、所有者不明土地管理命令（仮称）等の創設並びに具体的相続分による遺産分割を求めることができる期間の制限等に関する規定の整備を行うとともに、相続等による所有権の移転登記の申請を相続人に義務付ける

規定の創設等を行う。

相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律案:相続等による所有者不明土地の発生を抑制を図るため、相続等により土地の所有権を取得した者が、法務大臣の承認を受けてその土地の所有権を国庫に帰属させることができる制度を創設する。

(2) 民事裁判手続のIT化

民事裁判手続のIT化については、平成16年11月に成立した「民事関係手続の改善のための民事訴訟法等の一部を改正する法律」(平成16年法律第152号)に基づき、平成18年から督促手続オンラインシステムが導入されるなどしてきたが、民事訴訟一般に関してはそれほど進展していない状況にある。平成29年6月9日に閣議決定された「未来投資戦略2017－Society5.0の実現に向けた改革－」において、迅速かつ効率的な裁判の実現を図るため、諸外国の状況も踏まえ、裁判における手続保障等総合的な観点から、利用者目線で裁判に係る手続等のIT化を推進する方策について速やかに検討するとされた³。

これを受けて、内閣官房に裁判手続等のIT化検討会が設置され、平成29年10月から検討を開始し、平成30年3月に「裁判手続等のIT化に向けた取りまとめ－「3つのe」の実現に向けて－」(以下「取りまとめ」という。)を公表した。取りまとめでは、民事裁判手続のIT化を推進していくべきであり、その検討に際しては、現行法の枠を超えて、訴えの提起・申立てからその後の手続に至るまで、基本的に紙媒体の存在を念頭に置かないIT化への抜本的対応を視野に入れる必要があるとしている。

その後、平成30年6月15日に閣議決定された「未来投資戦略2018－「Society5.0」「データ駆動型社会」への変革－」において、民事訴訟に関する裁判手続等の全面IT化の実現を目指すこととされた⁴ことなどを踏まえ、法務省及び最高裁判所の担当者は公益社団法人商事法務研究会が主催する民事裁判手続等IT化研究会に参加した。同研究会は同年7月から検討を開始し、現在は原則紙媒体で提出される訴状等について、オンライン申立てを原則義務化するなどとする報告書を令和元年12月13日に取りまとめた。

森法務大臣(当時)はこの報告書を踏まえて、令和2年2月21日に法制審に「近年における情報通信技術の進展等の社会経済情勢の変化への対応を図るとともに、時代に即して、民事訴訟制度をより一層、適正かつ迅速なものとし、国民に利用しやすくするという観点から、訴状等のオンライン提出、訴訟記録の電子化、情報通信技術を活用した口頭弁論期日の実現など民事訴訟制度の見直しを行う必要があると思われるので、その要綱を示されたい。」と諮問した(諮問第111号)。

なお、平成31年4月からスタートした民事司法制度改革推進に関する関係府省庁連絡会議においても、民事裁判手続のオンライン化などを柱とする民事司法制度改革の最終報告が令和2年3月10日に出され、そこでは法改正を要さない事項については三段階に分けて順次実現を目指すことが提言されており、裁判所においては、同年2月より一部庁でウェ

³ 「未来投資戦略2017－Society5.0の実現に向けた改革－」(平29.6.9閣議決定)29頁

⁴ 「未来投資戦略2018－「Society5.0」「データ駆動型社会」への変革－」(平30.6.15閣議決定)55頁

ブ会議等を用いた争点整理の運用を開始している。

こうした動向も踏まえ、法制審の「民事訴訟法（IT化関係部会）」では法改正に向けた検討を行っており、令和3年2月段階では中間試案の取りまとめが進められている。

（3）親子法制の見直し

令和元年6月、山下法務大臣（当時）から法制審に対し「児童虐待が社会問題になっている現状を踏まえて民法の懲戒権に関する規定等を見直すとともに、いわゆる無戸籍者の問題を解消する観点から民法の嫡出推定制度に関する規定等を見直す必要があると考えられるので、その要綱を示されたい。」と諮問がなされ（諮問第108号）、法制審に民法（親子法制）部会が設置されている。

ア 懲戒権

民法（明治29年法律第89号）第822条は、「親権を行う者は、第820条の規定による監護及び教育に必要な範囲内でその子を懲戒することができる。」として、親権者の懲戒権を定めている。

民法第820条については、平成23年における民法等の一部を改正する法律（平成23年法律第61号）による改正で、「子の利益のために」との文言が挿入され、同第822条の懲戒として許される範囲を「第820条の規定による監護及び教育に必要な範囲内」と規定し、懲戒権は子の利益のために行使されるべきもので、子の監護及び教育に必要な範囲を超える行為は懲戒権の行使に当たらないことが明確にされた。

しかし、法改正後も依然として親権者の懲戒権が児童虐待を正当化する口実に利用されているとの指摘がある中、昨今の虐待相談件数の急増や、深刻な児童虐待事件が後を絶たない状況等を踏まえ、児童虐待防止対策の抜本的強化を図るため、令和元年6月、「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」（令和元年法律第46号。以下「児童福祉法令和元年改正法」という。）が成立した。

同法により、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第14条第1項に、親権者の子に対する体罰の禁止が明文で定められるとともに、児童福祉法令和元年改正法附則第7条第5項は、「政府は、この法律の施行後2年を目途として、民法第822条の規定の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」としている。

以上のような経緯から、民法（親子法制）部会では、第822条の削除あるいは「懲戒」の文言を「指示及び指導」に改めるといった案について検討し、令和2年度中に中間試案の取りまとめを目指すとしており⁵、今後、何らかの法改正に向けた動きが予想される。

イ 嫡出推定

法務省が把握した聞き取り調査の結果によれば、無戸籍となっている理由の7割以上は、嫡出推定制度の問題を挙げているという実情があるとされ、民法（親子法制）部会

⁵ 平田晃史「懲戒権・嫡出推定制度の見直しをめぐる動向」『NBL』No.1185（2021.1.1）

においては、嫡出推定制度の見直しに向けた検討が進められている。

検討においては、妻が婚姻中に懐胎した子だけでなく婚姻中に出産した子も夫の子であると推定した上で、再婚の事例において、婚姻中の懐胎に関する推定規定と再婚後の出産における推定規定が重複する場合は、後の規律を優先して、再婚後の夫の子と推定する制度にすること等が検討されている。これらの見直しに関連して、女性の再婚禁止期間に関する規定（民法第733条）を削除する方向での見直しも検討されている。

また、現行制度では夫のみが有する嫡出否認権を有する者の範囲を子や妻に広げ、さらに、1年間に限定されている行使期間を3年あるいは5年程度に延長すること等も検討されている。

なお、令和2年12月に成立した生殖補助医療の提供等及びこれにより出生した子の親子関係に関する民法の特例に関する法律（令和2年法律第76号）が生殖補助医療により生まれた子の親子関係を新たに規定したことから、嫡出推定制度の見直しに当たっては、この規定も踏まえることが必要になるとされる⁶。

（4）離婚後の子の養育の在り方を巡る問題

我が国においては、ひとり親世帯の貧困率が50.8%となっているところ、母子世帯において離婚した父親から現在も養育費を受けている割合は24.3%にとどまっている⁷。そのため、父母の離婚後、別居している親から養育費の支払を十分に受けていないことが、ひとり親世帯の貧困の要因の一つとなっていると指摘されている。

養育費の支払確保については、法務省や厚生労働省等で必要な取組を進めており、令和2年に施行された改正民事執行法（令和元年法律第2号）も養育費支払いの確保に一定の効果をもたせると見込まれるものの、養育費不払いの解消に向けてはなお検討・解決すべき課題は多いとされていた。

このような状況から、令和元年11月に商事法務研究会において「家族法研究会」が立ち上げられ、令和2年1月には森法務大臣（当時）が私的勉強会として、「養育費勉強会」を発足させ、同会は同年5月29日に「法務大臣養育費勉強会取りまとめ」を発表した。

これを踏まえて、法務省に「養育費不払い解消に向けた検討会議」が設置され、「不払い養育費の解消に向けて、現行法の下での運用改善や見直しで対応可能な課題の速やかな検討・実施を図っていくとともに、養育費の履行確保に向けた新たな立法課題についても議論し、制度化も視野に入れた検討を進める」とされた。

同会は、同年12月24日に「養育費不払い解消に向けた検討会議・取りまとめ（～子ども達の成長と未来を守る新たな養育費制度に向けて～）」を報告している。その内容は、養育費請求権の明確化・優先化、協議離婚時における夫婦間の取決めの促進、強制執行手続の負担軽減や利用促進、強制徴収制度の創設などである。「養育費請求権の明確化」については、同請求権の性質や民法上の位置付けを明確にする必要があるとも指摘している。

⁶ 平田晃史「懲戒権・嫡出推定制度の見直しをめぐる動向」『NBL』No.1185（2021.1.1）

⁷ 厚生労働省「平成28年国民生活基礎調査」、同「平成28年度全国ひとり親世帯等調査結果報告」

このような指摘を踏まえ、上川法務大臣は令和3年1月15日の記者会見で、「離婚及びこれに関連する制度」に関して法制審に2月中に諮問を行うとした。諮問においては、父母の離婚に伴う子の養育の在り方を中心としつつ、未成年養子制度や財産分与制度といった離婚に関連する幅広い課題についてチルドレン・ファーストの観点で具体的な検討を求めるとしている。諮問は2月10日に行われる見込みである。

(5) 担保法制の見直し

近時、不動産価格の下落や保証に代わる担保の必要性の高まり等を受けて、動産や債権等を担保とする融資の重要性が高まっているとの指摘がある。しかし、動産や債権の担保として多く利用されている譲渡担保や所有権留保等については、明文上の根拠に欠けるため、判例等によってその内容が定まっている状況にある。そのため、世界銀行のビジネス環境ランキングにおいても、明文上の根拠を欠くこと等を理由として、我が国の資金調達環境については厳しい評価がなされているとされる⁸。こうした状況を踏まえ、平成31年3月より商事法務研究会において「動産・債権を中心とした担保法制に関する研究会」が開催されている。

上川法務大臣は令和3年1月15日の記者会見で、「担保法制の見直し」について法制審に2月中に諮問を行うとした。諮問は2月10日に行われる見込みである。

(6) 公益信託法制の見直し

公益信託とは、個人の篤志家や企業等の委託者が、学術、技芸、慈善等の公益目的のために、その所有する財産を受託者に信託し、受託者が信託財産を管理・運用して公益目的を実現するための信託事務を遂行するものであり、大正11（1922）年に制定された旧「信託法」（大正11年法律第62号）においても当初から公益信託に関する条文が設けられていた。

旧信託法は平成18年に全面的な見直しがされ、新「信託法」（平成18年法律第108号）が制定されたが、旧信託法のうち公益信託に関する部分については、当時、公益信託と同様の社会的機能を有する旧民法の下での公益法人制度について全面的な見直しが進行していたことから、その動向を踏まえる必要があると考えられ、改正が見送られた。

平成18年5月に成立した公益法人制度改革3法⁹に基づき新たな公益法人制度への移行が進められたことに伴い、法務省は、公益信託法制の見直しに向けた検討を進め、平成16年の諮問第70号に基づき設置されていた法制審信託法部会は平成28年6月に調査審議を再開した。同部会は平成30年12月に要綱案を取りまとめ、同要綱案は平成31年2月14日に法制審総会で全会一致で原案どおり採択され、山下法務大臣（当時）に答申されている。

⁸ 堂園幹一郎「民事基本法制の立法動向」『商事法務』No.2251（2021.1.5）

⁹ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）

要綱においては、新制度下の公益法人と同様に、主務官庁による公益信託の許可・監督制を廃止し、合議制の第三者機関への諮問を経た上で特定の行政庁が一元的に公益信託の成立を認可することとしている。また、美術館や学生寮等の不動産を公益信託の信託財産とし、美術品の展示や学生寮の運営等を信託事務とする公益信託を行うことを可能としているほか、公益信託の受託者の範囲を拡大することとしている。

今後、関係省庁との協議が整えば、同要綱に基づき、法案が提出される可能性がある。

3. 刑事法制に関する課題

(1) 少年法の見直し

ア 法制審議会への諮問に至る経緯

大正11年に制定された旧「少年法」（大正11年法律第42号）は、昭和23（1948）年7月に全面改正され現行の「少年法」（昭和23年法律第168号）となった。旧少年法の適用は18歳未満の者に限られており、昭和23年の改正で初めて18歳以上20歳未満の者が保護処分の対象として取り込まれた。その後、少年による凶悪事件の発生等を契機として検討が行われ、平成12年以降、いわゆる原則逆送制度の導入、少年に科し得る刑の在り方の見直し等の改正を行ってきた。

平成19年5月に成立した「日本国憲法の改正手続に関する法律」（平成19年法律第51号）第3条で、憲法改正の国民投票について満18歳以上に投票権が与えられた際、併せて、同法附則第3条において、国は、公職選挙法、民法その他の法令について検討を加え、必要な法制上の措置を講ずるものとするとして、措置が講ぜられるまでの間は国民投票年齢を満20歳以上のままとするとされた。

その後、平成27年6月に成立し、選挙権年齢の18歳以上への引下げを規定した「公職選挙法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第43号）の附則第11条において、国民投票年齢や選挙権年齢が満18歳以上とされたことを踏まえ、民法、少年法その他の法令の規定について検討を加え、必要な法制上の措置を講ずるものとするとして、初めて少年法について明確に検討が求められることとなった。

以上のような経緯を踏まえ、法務省は、少年法の適用対象年齢を含む若年者に対する刑事法制の在り方全般に関する検討のため、「若年者に対する刑事法制の在り方に関する勉強会」を設置して平成27年11月から検討を開始した。同勉強会は平成28年12月、少年法適用対象年齢引下げの是非について賛否両論を併記し、18歳、19歳の者を含む若年者等を対象として検討が必要となる刑事政策的措置について整理した報告書を取りまとめた。

イ 法制審への諮問と法案の提出

同報告書では、少年法適用対象年齢の引下げについて反対（現状維持）意見と賛成意見の両論が併記され、対象年齢を引き下げた場合に、18、19歳の若年者が更生のための処遇を受けられる刑事政策措置についても検討が行われた。

これを踏まえ、金田法務大臣（当時）は平成29年2月9日に「日本国憲法の改正手続

に関する法律における投票権及び公職選挙法における選挙権を有する者の年齢を十八歳以上とする立法措置、民法の定める成年年齢に関する検討状況等を踏まえ、少年法の規定について検討が求められていることのほか、近時の犯罪情勢、再犯の防止の重要性等に鑑み、少年法における『少年』の年齢を十八歳未満とすること並びに非行少年を含む犯罪者に対する処遇を一層充実させるための刑事の実体法及び手続法の整備の在り方並びに関連事項について御意見を賜りたい。」との諮問（諮問第103号）を法制審に行った。これにより、少年法・刑事法（少年年齢・犯罪者処遇関係）部会（以下「少年法・刑事法部会」という。）が設置された。

少年法・刑事法部会では、①少年法における「少年」の年齢と②非行少年を含む犯罪者に対する処遇を一層充実させるための刑事の実体法及び手続法の整備について議論が行われ、②の論点についての3つの分科会の検討を経て、非行少年を含む犯罪者に対する処遇を一層充実させるための刑事の実体法及び手続法の整備の在り方を検討するため、「検討のための素案」が平成30年11月28日の同部会において配布された。

上記素案に基づき、少年法・刑事法部会では議論が重ねられたが、18、19歳については「家庭裁判所の関与がなければ立ち直りに影響が出る」といった意見が多く出され、いくつかの案をたたき台として議論が重ねられた。

ただ、たたき台として出された案については、いずれの案にしても現行の制度と大きく異なることから法改正について疑問視する声も出ているとされ¹⁰、少年法・刑事法部会においては、法務省が作成した「検討のための素案 [改訂版]」（令和元年12月25日部会配布資料）や、「取りまとめに向けたたたき台」（令和2年8月6日部会配布資料）によってさらに議論が行われてきた。

一方、自民党と公明党は、令和2年7月30日、少年法の適用年齢を20歳未満で維持することや原則逆送事件の対象を拡大することで合意している¹¹。

同年9月9日、部会は、罪を犯した18歳及び19歳の者の刑事司法制度上の取扱い及び犯罪者処遇を一層充実させるための法整備等の在り方を内容とする取りまとめを行った。同取りまとめは、10月29日、法制審において報告がなされ、審議・採決の結果、取りまとめに基づく答申案が全会一致で原案どおり議決され、上川法務大臣に答申された。

以上の経緯を経て、今常会においては、次の法案が政府から提出されることとなった。

少年法等の一部を改正する法律案:年齢満18歳以上20歳未満の特定少年（仮称）に係る保護事件について、ぐ犯をその対象から除外し、原則として検察官に送致しなければならない事件についての特則等の規定を整備するとともに、刑事処分相当を理由とする検察官送致決定がされた後は、少年に適用される刑事事件の特例に関する規定は、特定少年には原則として適用しないこととする等の措置を講ずる。

¹⁰ 『読売新聞』（令元.12.22）

¹¹ 『毎日新聞』（令2.7.31）

(2) 刑法等の見直し

前述の少年法の見直しの論議において、法務省の勉強会が平成28年12月に発表した「取りまとめ報告書」において、18、19歳の者も含めた若年者一般に対する刑事政策的措置の在り方を視野に入れた検討の有益性が指摘されたことから、金田法務大臣（当時）は平成29年2月9日に諮問第103号を法制審に行い、そのなかで「非行少年を含む犯罪者に対する処遇を一層充実させるための刑事の実体法及び手続法の整備の在り方」についても意見を求めた。

これを受けて少年法・刑事法部会において議論が行われ、少年法に係る答申案と同様の日程で、取りまとめ、法制審での議決、上川法務大臣への答申がなされている。

答申の主な内容は、

- ①現行の懲役刑と禁錮刑を単一化して新自由刑とした上で、新自由刑に処せられた者には、改善更生を図るため、必要な作業を行わせ、又は必要な指導を行うことができるものとする。
- ②若年受刑者に対する処遇調査の充実のため、鑑別施設の長が刑事施設の長の求めにより行う鑑別の対象となる受刑者の年齢の上限を「20歳未満」から「おおむね26歳未満」に引き上げる。
- ③若年受刑者（おおむね26歳未満の受刑者をいう。）に対する処遇原則を明確化するとともに、受刑者一般に対して社会復帰支援を行うことを明確化する。
- ④刑の執行段階等における被害者等の心情等の聴取・伝達制度の創設等である。

なお、本答申に基づく刑法等の改正案は、今常会における提出予定法案になっていないが、秋以降、提出される可能性がある。

(3) 保釈中に逃亡した被告人への対応

保釈とは、一定額の保証金の納付を条件として、勾留の執行を停止し、被告人の身柄拘束を解く制度である。

保釈される人員、率はいずれも近年増加している。近年で最も保釈率が低かったとされる平成15年に地裁及び簡裁で終局前に保釈を許可された人員は9,762人、保釈率は11.4%であったものが、令和元年においては同14,813人、32.0%となっている¹²。

このように、保釈される被告人が増加する一方、保釈中に逃走する事案もしばしば見られ、令和元年12月末には、会社法違反等の罪で起訴された後、保釈されていた日産自動車前会長のカルロス・ゴーン氏が国外に逃走した事案が生じた。

現行法においては、保釈中の被告人が逃走すること自体については罪に問うことはできず、納付された保証金を没取するにとどまる。このため、逃走防止のための法改正について、森法務大臣（当時）が令和2年2月21日に法制審に「近時の刑事手続における身体拘束をめぐる諸事情に鑑み、保釈中の被告人や刑が確定した者の逃亡を防止し、公判期日へ

¹² 最高裁判所事務総局『司法統計年報』平成15年及び令和元年

の出頭や刑の執行を確保するための刑事法の整備を早急に行う必要があると思われるので、その要綱を示されたい。」との諮問を行い（諮問第110号）、これを受けて法制審に刑事法（逃亡防止関係）部会が設置されて審議を行っている。

答申の内容によっては、今後、刑法、刑事訴訟法等の改正案の提出が予想される。

4. 出入国管理に関する課題

（1）出入国管理及び難民認定法（入管法）等の見直し

不法残留などで国外退去処分となった外国人が、送還を拒否して収容が長期化する事案が生じており、長期収容を巡っては、収容者によるハンガーストライキが令和元年に国内各地の施設で頻発し、6月には大村入国管理センターでナイジェリア人の男性が餓死する事案が生じていた¹³。同事案についての出入国在留管理庁の報告書では¹⁴、送還忌避や長期収容の問題の改善、あるいは仮放免の在り方について、有識者の意見も踏まえて速やかに検討を行うことを求めている。

こうした状況から、令和元年10月、法務大臣の私的懇談会である「第7次出入国管理政策懇談会」の下に「収容・送還に関する専門部会」が発足し、同部会は令和2年6月15日に「送還忌避・長期収容問題の解決に向けた提言」を報告書として取りまとめた。

同報告書では、①早期出国に応じる場合、次回入国の際に「上陸拒否期間」を短縮できる仕組みの制度化、②被退去強制者が退去に応じない場合の罰則の新設、③難民申請中は一律で送還を停止する現行制度（送還停止効）に例外を導入、④一定期間を超えて収容を継続する場合、その要否を吟味する仕組みの創設、⑤逃走防止を図りつつ、入管の収容施設外で生活することを認める措置の導入、⑥仮放免中に逃走した際の罰則の創設が提言されている。

上記報告書を踏まえて、以下の法案が今常会に提出されることとなっている。

出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律案：退去強制手続を一層適切かつ実効的なものとするため、在留特別許可の申請手続の創設、収容に代わる監理措置の創設、難民認定手続中の送還停止に関する規定の見直し、本邦からの退去を命ずる命令制度の創設等の措置を講ずるほか、難民に準じて保護すべき者に関する規定の整備等の措置を講ずる。

（2）コロナ禍における出入国管理

令和元年12月以降の新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大を受け、令和2年1月31日の閣議了解で、上陸申請日前14日以内に中国湖北省に滞在歴のある外国人及び同省発給の旅券を所持する外国人について、入管法第5条第1項第14号に該当するものと解して上陸を認めないとする措置が執られた。その後、累次の閣議了解等を踏まえ、令和2年

¹³ 『読売新聞』（令2.6.16）

¹⁴ 出入国在留管理庁「大村入国管理センター被収容者死亡事案に関する調査報告書」（令和元年10月）

11月の段階で152の国・地域が上陸拒否の対象となっている¹⁵。

なお、「特段の事情がある外国人」については入国を認めていたが、令和3年1月7日の緊急事態宣言の発令を受けて、1月14日以降、それまで入国を認めていた「特段の事情がある外国人」のうち、「必要な防疫措置を確約できる受入企業・団体が本邦にあるもの」に該当していた者については入国を不可とした。

また、令和2年6月から、感染状況が落ち着いている地域として、ベトナム、タイ等を対象としてビジネス上必要な人材等の出入国を、追加的な防疫措置を条件として再開し、中国、韓国、台湾、シンガポール等にもその対象を広げていたが、この措置についても令和3年1月21日より効力を停止している。

5. その他の課題

仲裁法の改正

仲裁法（平成15年法律第138号）は、国際連合国際商取引法委員会が策定した国際商事仲裁モデル法に準拠して制定されたが、同モデル法は平成18年に改正され、その改正に対応する法整備は我が国ではなされていない。

国際的な商事紛争の解決手段としての仲裁手続は、諸外国では活用されているにも関わらず、我が国においては低調なことから、「経済財政運営と改革の基本方針2017」においては、国際仲裁の活性化に向けた国内の基盤整備のための取組がうたわれ、以降、政府内でも議論が進められてきた。

令和2年9月17日に上川法務大臣は、「経済取引の国際化の進展等の仲裁をめぐる諸情勢に鑑み、仲裁手続における暫定措置又は保全措置に基づく強制執行のための規律を整備するなど、仲裁法等の見直しを行う必要があると思われるので、その要綱を示されたい。」と法制審に対して諮問を行った（諮問第112号）。これを受けて法制審に仲裁法制部会が設置されて審議が行われており、答申がまとめられれば法案提出に結びつくものと見込まれる。

6. おわりに

以上のほか、令和3年の常会においては、選択的夫婦別氏制度導入の必要性、生殖補助医療法の附則に基づく「出自を知る権利」等の法制化に向けた検討、戸籍、商業登記、在留管理等の分野でのデジタル化の推進、性犯罪に係る刑法改正後の見直しに向けた検討、ヘイトスピーチやインターネット上の人権侵害事案、LGBT等の性的少数者の人権問題、検察行政刷新会議の報告書提言を受けての検察改革の在り方、国連犯罪防止刑事司法会議（京都 kongress）の日本開催をめぐる諸課題等が論点となる可能性がある。これらの課題を含め、幅広い観点から議論が行われるものと見込まれる。

（くぼた まさし）

¹⁵ 第7次出入国管理政策懇談会報告書「今後の出入国在留管理行政の在り方」（令和2年12月）